

11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。

“人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち”を実現するために必要な財源は

私たちの「**市税等**」によってまかなわれています。

市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

☑ 固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると・・・

市税を滞納すると、法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。
不動産(土地・家屋)、債券(預金・給与等)、動産(軽自動車・テレビ等)などが差押えの対象となります。

☑ 国民健康保険税を滞納すると・・・

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証)が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

☑ 介護保険料を滞納すると・・・

介護サービスを利用する際に、自己負担の額が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなることがあります。

今、ちょっと待ってほしい…一度に納められないので分割してほしい(納付相談)

納付の件でお困りでしたら、一人で悩まず、納めやすい方法を一緒に考えましょう。

【納税課では】 昼休時間や夜間に窓口での納付相談をご希望の際には、事前に電話でお問い合わせください。

なお、納付相談は本庁のみの対応になりますので、ご了承ください。

【国民健康保険課では】 毎週木曜日、本庁舎にて「時間延長窓口」を午後8時まで設け、納付相談等の業務を行っています。

【介護長寿課では】 本庁舎・各出張所・訪問にて納付相談業務を行っています。

お手続きの際は、印鑑と身分証明をご準備ください。

◆◆◆納付は便利な口座振替をおすすめします◆◆◆

口座振替では納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。

口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先をお願いします。

〈お問い合わせ先〉

市税の納付に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・納税課 (☎973-1099)

国民健康保険税に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・国民健康保険課 (☎973-3202)

後期高齢者医療保険料に関すること・・・・・・・・・・後期高齢者医療係 (☎973-3177)

介護保険料に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・介護長寿課 (☎973-3208)